

吹田市共同生活援助事業所（障がい者グループホーム）

整備方針

1 趣旨

第7期吹田市障がい福祉計画における共同生活援助（障がい者グループホーム）の見込み量を確保するため、医療的ケアを必要とする人や強度行動障がいを有する人に対応する施設も含めた具体的な整備方針を作成します。

障がい者グループホームとは

共同生活を営む住居において行われる相談、入浴、排泄又は食事の介護その他必要な日常生活上の支援を提供するサービスです。

また、類型として、「介護サービス包括型」、「外部サービス利用型」、「日中サービス支援型」の3つが設けられています。

（障がい者グループホームの類型）

	グループホーム（共同生活援助）		
	（介護サービス包括型）	（日中サービス支援型）	（外部サービス利用型）
利用対象者	障がい者 （身体障がい者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障がい福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者） ※障害支援区分にかかわらず利用可能		
サービス内容	主に夜間における食事や入浴等の介護や相談等の日常生活上の援助		
介護が必要な方への対応 ※	当該事業所の従業者により介護サービスを提供	当該事業所の従業者により常時の介護サービスを提供	外部の居宅介護事業所に委託
事業所数	30事業所	0事業所	0事業所

（令和5年4月1日現在）

※ 重度障害がある人が個人単位で居宅介護などを利用することに関して、一定の条件のもと、特例的取り扱いが可能

2 整備方針の期間

令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）

3 障がい者グループホームに関する現状と課題

(1) 市が指定する障がい者グループホームの整備状況

ア 事業所数 30か所（22法人）

法人種別	事業所数（単位：か所）	法人数（単位：法人）
社会福祉法人	12	9
特定非営利活動法人	10	5
一般社団法人	2	2
株式会社	4	4
有限会社	1	1
合同会社	1	1
合計	30	22

（令和5年4月1日現在）

イ 住戸数

	a	b	c	d	e	f	g
	マンション	一戸建て	アパート	府営住宅	市営住宅	その他	合計
1 住戸数（件）	39	21	4	34	5	5	108
2 定員（人）	135	110	11	84	15	28	383

（令和5年4月1日現在）

(2) 本市が援護を実施する障がい者グループホーム利用者の状況

（令和5年9月サービス提供分）

ア 障がい者グループホームの利用状況

	a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	
	区分						主たる障がい			計	割合
事業所の所在地	なし	2	3	4	5	6	身体	知的	精神		
1 市内 29か所	0	14	31	46	79	115	38	217	30	285	59.0%
2 市外 114か所	4	32	37	56	43	26	11	128	59	198	41.0%
3 計 143か所	4	46	68	102	122	141	49	345	89	483	100.0%

（単位：人）

イ 障がい者グループホーム以外に利用するサービスの状況

	a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	n
	共同生活援助	自立訓練（機能訓練）	自立訓練（生活訓練）	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	生活介護	就労定着支援	短期入所	居宅介護	行動援護	同行援護	重度訪問介護	計画相談支援
1 区分なし	4	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
2 区分2	46	0	1	0	2	13	1	0	0	1	0	0	0	8
3 区分3	68	0	2	3	4	24	12	1	0	9	0	1	0	20
4 区分4	102	0	1	2	5	31	53	0	0	26	8	1	0	35
5 区分5	122	1	1	1	1	15	96	1	0	38	55	0	0	40
6 区分6	141	0	0	0	0	3	143	0	2	92	97	1	2	38
7 計	483	1	5	6	12	87	305	2	2	166	160	3	2	141

(単位：人)

(3) 市内の障がい者グループホームに対する調査結果

ア 共同生活援助（障がい者グループホーム）における受入れ状況の調査

(令和5年度実施)

(有効回答数/市内事業所数 23 か所/30 か所)

	受入れ状況	受入れ体制あり
ア 車いす利用者	9 か所	10 か所
イ 医療的ケアが必要な利用者	8 か所	9 か所
ウ 強度行動障がいをもつ利用者	13 か所	14 か所
エ 高次脳機能障がいをもつ利用者	4 か所	12 か所

(令和5年9月1日現在)

イ 市内障がい福祉サービス事業所等における人材確保に係る調査

(令和3年度実施・共同生活援助分抜粋)

(ア) 一事業所あたりの平均職員数

(有効回答数/市内事業所数 18 か所/27 か所)

	正規職員	非正規職員	職員（正規＋非正規）
人数	5.50 人	8.17 人	13.67 人
割合	40.2%	59.8%	100.0%

(令和3年4月1日現在)

(イ) 令和2年度の入・退職者数（平均）

（有効回答数/市内事業所数 20 か所/27 か所）

	正規職員数	非正規職員数	職員数（正規＋非正規）
入職者	0.95 人	2.70 人	3.65 人
退職者	0.60 人	1.10 人	1.70 人

共同生活援助（障がい者グループホーム）に従事する職員の平均人数は 13.67 人で、そのうち非正規職員が 8.17 人と 59.8%を占めていました。

また、1 年以内に入職した職員の平均人数は、3.65 人となっており、約 4 人に 1 人が経験年数 1 年未満の状況がみてとれます。

過去 1 年間で退職した職員の平均人数は、1 事業所あたり正規、非正規あわせて 1.70 人です。

(4) 第7期障がい福祉計画策定のためのアンケート調査結果

実施時期：令和5年3月31日（金）から令和5年4月28日（金）まで

対象者：65歳未満の日中活動系サービス事業所を利用する方

（生活介護、就労継続支援A型・B型、就労移行支援、生活訓練）

アンケート回答者のうち40%が今後グループホームへの入居を希望しており、そのうち入居希望時期は「すぐ」が52件、「1年以内」が19件、「3年以内」が43件でした。

上記の総数114人に回答率である87.25%を割り戻した約130人が、令和5年3月時点でのグループホームへの入居を希望する人の人数と考えられます。

そのうち令和6年3月までに入居済みと見込まれる方、自由記述の回答内容から実際には入居希望時期が未定と読み取れる方の人数を差し引くと、令和8年度中までに79人分が新たな利用を希望しているとうかがえます。

なお、グループホーム入居希望者のうち、年齢別では29歳以下が42%、30代が24%でした。

また、障がい種別では知的障がい61%であり、顕著な傾向が見られました。

すぐに入居を希望しているができていない理由について、「グループホームが不足しているから」という回答が多く、「障がいの内容によるため」、「医療的ケアが必要であるため」、「強度行動障がいを持っているため」、といっ

た回答もありました。グループホームの整備を進める中で、そうした障がいにも対応したグループホームが一定数必要であると考えられます。

第7期吹田市障がい福祉計画の策定にあたっては、本調査結果を踏まえた見込み量を設定し、あわせて施設整備の促進策を検討します。

4 整備目標

第7期計画期間中に上述のアンケート結果から算出した必要な数の整備を目指します。

また、アンケート結果にもありますとおり、障がいの程度が重度（医ケア・強度行動障がい）であるという理由で入居できない方も多いことから、こういった方にも対応できるような施設についても下記の補助制度の見直し等も行いながら整備を促進します。

（1）第7期吹田市障がい福祉計画期間における利用見込量

年度 項目	令和5年度 (2023年度) 見込み	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者見込 (人/月)	496	522	548	575

（3年間の見込量に医療的ケアを必要とする方を13人/月、強度行動障がいを有する方を81人/月含みます。）

※3（4）のアンケート結果より算出の79人を整備が必要な定員数を目標値とする。

（内訳 令和6年度：26人、令和7年度：26人、令和8年度：27人）

※グループホームの吹田市民利用率の向上を図ります。

(2) 整備促進策

ア 吹田市障害者グループホーム運営事業補助金

新設の障がい者グループホームの整備等に係る補助や既存のグループホームに対しては家賃の補助等を吹田市独自で行っています。

(令和6年度時点の補助内容)

補助種別	補助対象経費	補助基本額	補助金の額
施設整備費補助	障害者グループホームの開設に伴う家屋の改修工事及び設備工事に要した経費並びに障害者グループホームの開始前2か月分の家屋の賃借料（共益費を含む。）及び礼金（家賃1か月分を限度とする）等家屋の賃借に係る初期経費（保証金的人格の預け金を除く。）	1住居につき、入居者1人当たり500,000円を乗じて得た額。ただし、3,500,000円を限度とする。	補助対象経費の支出額又は補助基本額のいずれか少ない額に4分の3を乗じて得た額
スプリンクラー設置費補助	障害者グループホームの開設に伴うスプリンクラーの設置工事に要した経費	1住居につき、3,000,000円。ただし、施設整備費補助の補助基本額と合わせて5,000,000円を限度とする。	補助対象経費の支出額又は補助基本額のいずれか少ない額に4分の3を乗じて得た額
重度障害者受入補助	重度の障害者を対象とした障害者グループホームの開設に伴う、障害特性に対応するために行う工事に要した経費	1住居につき、1,800,000円。ただし、スプリンクラー設置に係る経費は除く。	補助対象経費の支出額又は補助基本額のいずれか少ない額に4分の3を乗じて得た額

施設借上費補助	障害者グループホームとして使用する家屋に係る賃借料（共益費を含む。）	月額220,000円に賃借期間の月数を乗じて得た額	補助対象経費又は補助基本額のいずれか少ない額に本市支給決定者の入居割合及び2分の1を乗じて得た額
看護職員配置費補助	障害者グループホームにおける看護職員の配置に必要な人件費	月額375,000円に常勤換算方法で算定した看護職員の配置人数を乗じて得た額に配置月数を乗じて得た額	補助対象経費の支出額又は補助基本額のいずれか少ない額に4分の3を乗じて得た額

イ 吹田市障害者福祉施設等整備補助金（国庫補助）

国が定める社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱に基づき、補助基準額を上限に、整備に要する対象経費の4分の3の金額（国2分の1、吹田市4分の1）を補助する制度です。

令和2年度から中核市移行に伴い実施しています。

上記アの補助金では対応できないような大規模なグループホームの整備促進を図ります。

国庫補助の「優先的な整備対象」との関連性（抜粋）

・建築基準法に基づく耐震基準に満たない施設等の耐震化整備（耐震化のための改築、老朽化による改築等）を行うもの
・ウイルス感染症等の感染拡大を防止する観点から、入所施設等において多床室の個室化改修等を行うもの
・長期入院精神障害者など障害のある方が地域の一員として安心して生活できる環境作りのためのグループホームや就労支援事業所等の整備を図るもの
・障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた観点から、地域で安心して暮らせるよう、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性、対応力の向上等による緊急時の受入対応体制

の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保等の機能を備えた拠点の整備を図るもの

ウ 大阪府重度障がい者グループホーム等整備事業費補助金（令和５年度新設、現在募集は終了）

障がい者の地域生活を支援するグループホーム、短期入所事業所を対象に、重度障がい者の受入れに必要な環境整備に係る費用を助成。

項目	内容
補助対象	大阪府内に所在する共同生活援助を行う事業所又は短期入所を行う事業所
補助要件	重度障がい者（障がい支援区分５以上）の受入れに必要な環境整備
対象経費	障がい特性に応じた居室及び共用部分の改修に係る工事費等
補助率等	補助率 10／10 補助上限 180 万円／1 事業所あたり

エ 強度行動障がい者を有する方への支援体制の構築

医療的ケアが必要な方や強度行動障がいのある方が利用できる事業所は限られており、強度行動障がいについては利用者の実態把握が必要な状況です。また、複雑化・複合化する支援ニーズが適切なサービスにつながるよう相談支援体制の強化を行います。